

(8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成25年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

倉吉市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を7割とし、県は、損害賠償金159,600円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成25年4月13日

(2) 事故発生場所

東伯郡三朝町大字木地山地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、一般国道179号を軽乗用自動車で行中、同車両の走行の影響により跳ね上がった鉄筋に接触し、同車両が破損したものである。